

旧優生保護法問題検証会議
2026年度第2回検証会議議事録

1 日 時 2026年6月9日（火）午前10時～午前11時

2 場 所 オンライン

3 出席者

（委員）

松原洋子座長、岩井伸晃委員、内布智之委員、大橋由香子委員、加藤聖子委員、上東麻子委員、北三郎（仮名）委員、小山剛委員、齋藤有紀子委員、坂元茂樹委員、佐々木信夫委員、関哉直人委員、田門浩委員、利光恵子委員、奈良岡聰智委員、西村武彦委員、藤野豊委員、藤原久美子委員、藤原精吾委員、松永千恵子委員、三村將委員、村井良太委員

（事務局）

採澤友香事務局長、関口瑞紀事務局次長

4 議 事

（採澤事務局長）事務局長の採澤です。予定している時間となりましたので、これから旧優生保護法問題検証会議2026年度第2回目の検証会議を始めます。

初めに、検証委員に向けての注意事項を申し上げます。

本日の会議はオンライン上で一般公開されています。

また、情報保障として手話通訳と文字通訳が入っています。

ご発言の際は、初めに自分のお名前を名乗っていただき、ゆっくりわかりやすい言葉で発言するようお願いします。

本日の会議は12時までに終了することを予定しております。

議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、主に傍聴する方に向けてのご案内と注意事項です。

文字通訳をご利用の場合、日弁連法務研究財団のホームページに掲載している「字幕案内」のURLをクリックしてご利用ください。

本検証会議は録音・録画を禁止しております。もし、マスメディア関係者の方が報道を目的として本検証会議の動画や画像を使用されたい場合は、事前にご連絡ください。

では、会議を始めるにあたり出席者の確認をいたします。

松原座長、内布さん、大橋さん、上東さん、小山さん、齋藤さん、坂元さん、佐々木さん、関哉さん、北さん、田門さん、利光さん、奈良岡さん、藤野さん、藤原精吾

さん、松永さん、三村さん、村井さん、岩井さん。

今いらっしゃるの、以上かと思えますけれども、後ほど数人遅れて入られるとお聞きしておりますので、よろしくお願いいたします。

では、ここからは、松原座長にて進めていただくようお願いします。

(松原座長) 皆様、おはようございます。座長の松原です。

本日の進行次第にありますように2点の議題を予定しております。

1点目は、報告書編集委員会について、それから2点目は、各分科会からの報告検証等事項についての議論となります。

ではまず、最初の議題にまいります。

本日の検証会議ではまず、最終的な検証報告書の取りまとめに向けまして、報告書編集委員会の立ち上げをご提案したいと思います。

検証委員の皆様におかれましては、現在、調査検証活動を活発にいただいているところですが、最終的にはその成果を検証報告書に取りまとめる必要があります。

検証委員の皆様が収集されたり、作成されたりする数多くの資料や原稿を一つの報告書に取りまとめるためには、しっかりとスケジュール管理を行い、また文書を整えるなど、きめ細やかな作業を行わなくてはなりません。

そこで、各分科会の委員長と協議し、このような作業を担当する報告書編集委員会を立ち上げてはどうかということになりました。

この点につきまして、本日、皆様にご検討いただいた上で、ご承認を得たいと考えております。

これから具体的に報告書編集委員会のご提案の内容を説明します。

報告書編集委員会の基本的な役割は、各検証委員が執筆する原稿の取りまとめです。

編集委員会が原稿の草案を作成するわけではありません。

したがって、起草委員会というものではございません。

機動的に作業を進めるために、座長、各分科会の委員長、また各分科会に所属する検証委員各1名の合計7名で構成されます。

各分科会からの委員については、人選を座長委員長に一任する方向で、先日の各分科会でご了解いただいております。

これから人選についてご提案させていただきます。

第1分科会からは大橋委員、第2分科会からは村井委員、第3分科会からは小山委員にお願いしたいと考えております。

なお、編集委員はこれまでどおり各分科会で、他の検証委員と同じように調査、検証を担当されます。

一検証委員としても執筆を担当されるということも想定しております。

編集委員は各専門分野を代表する、あるいは、執筆内容を決定するという立場には

ありません。

報告書の構成や執筆内容および執筆方法等については、検証委員全員で十分に議論し、検討した上で、合意形成をしていきます。

編集委員会はこの過程も含め、報告書の取りまとめに向けた支援と調整を行います。

以上が、本日、ご提案する報告書編集委員会の提案内容となります。

これに関しまして、ご質問や、ご意見のある方は、Z o o mの下にある挙手マーク、または、質問、ご意見がある旨、ご発声をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご質問、ご意見はないようですので、ご承認いただいたものとさせていただきます。どうもありがとうございます。

では次に、各分科会の委員長から分科会での活動についてご報告いただきたいと思います。

では初めに、第1分科会、利光委員長からお願いいたします。

(利光委員) 第1分科会の利光恵子です。

第1分科会は5月21日に打ち合わせの会議、29日に今年度の第4回目の会議をオンラインで行いました。

第1分科会の課題は、被害者および関係者の聞き取り調査と資料や記録の収集・調査を通して、被害実態、あるいは優生保護法運用の実相を明らかにすることです。

聞き取り調査については、今日のように全員が出席する検証会議の場での聞き取りとして、北三郎さん、鈴木由美さん、飯塚淳子さん、佐藤路子さん、尾上敬子さん、尾上一孝さん、そして前回5月1日の検証会議では、朝倉典子さんのお話をお伺いしました。

当日、お話をお聞きする予定だった日田梅さんは、病氣療養中のためお越しいただけませんでした。

体調の回復を待つて聞き取りをさせていただこうと考えていましたけれども、残念なことに5月31日にご逝去されたとの訃報を受け取りました。

また、昨日元原告の小林寶二さんが、6月7日にお亡くなりになったという訃報も受け取っております。本当に悲しくて残念でなりません。ご冥福をお祈りしたいと思います。

被害者の方々のご高齢の方が多いことから、できるだけ速やかに、かつ丁寧に、ご経験や想いやお考えを聞き取らせていただいて、大切な証言として記録に残すとともに、検証に生かしていきたいと考えております。

第1分科会では、少人数で現地にお伺いする形での聞き取り調査も行っておりますけれども、5月には仙台と兵庫にお伺いして被害者の方々に聞き取りを行いました。

6月には東京の被害者の方への聞き取り調査も行う予定です。

加えて、第2分科会との協力のもとで、北海道の福祉施設を訪問して、聞き取り調査および資料調査を行いました。

次に、資料や記録の調査についてですけれど、自治体が保有する公文書については、都道府県および保健所設置市に対して、マスキングがない形での資料提出を求める方向で調査要領・調査票作成の最終段階に入ったところです。

資料やデータ提出に当たっての実務的な方法であったり、あるいは自治体にスムーズに調査に協力してもらえるように、調査依頼に添付するQ&Aというものも作成しているところです。

医療機関や福祉施設に対する調査についても、引き続き調査要領・調査票を作成中です。個別の施設への集中的な調査については、資料が確実に存在すると予想される施設への要請を今進めている段階です。

医療機関についても、第3分科会の精神医療グループの皆さんと協力して、集中的な調査を進める予定です。

今、旧優生保護法の補償金および一時金の支給請求書のうちで、提出時に調査、検証に用いることを承諾していただいたものについて、こども家庭庁を通して個人を特定されない形での提供が始まっています。

調査を尽くして、被害実態の解明に役立てたいと考えています。

今回の第1分科会の会議は本日午後から、その次は6月18日の10時からを予定しております。以上です。

(松原座長) 利光委員長ありがとうございました。

ご質問やご意見等については、三つの分科会のご報告が終わった後にまとめてお願いしたいと思います。

それでは続きまして、第2分科会、齋藤委員長をお願いいたします。

(齋藤委員) おはようございます。第2分科会の齋藤有紀子です。第2分科会の報告をいたします。

第2分科会は5月29日にオンラインで開催しました。

分科会全員のメンバーの参加がありました。分科会では、各担当者による進捗状況の報告が行われました。まず優生保護法の立法・改廃過程に係る検証として、5月に政治・行政関係者の聞き取り調査が行われました。

主に1996年改定に関わるということについて有益なお話をいただいたということです。

また、今後は6月に関係者の資料調査が予定されています。

何人かの方とは、今、面談の日程を調整中です。

次に、福祉関係に係る検証としては、5月に聞き取り調査と施設訪問が行われました。

国内有数の大規模施設では、個人記録は廃棄してしまいましたが、地域移行や

地域生活の状況を知ることができました。

また、個人記録が保存してある施設を訪問し、情報を得ることもできました。

今後訪問すべき施設についても話し合いが持たれたところです。

続いて、教育関係に係る検証としては、第2分科会の担当者と第3分科会の担当者と合同のミーティングが行われ、専門図書館における資料調査の状況や専門家との意見交換について報告があり、今後の調査の方向について意見交換が行われました。

また、法曹関係の検証については、戦後の刑事政策や少年施策を引き続き調査していくことの報告と、前回検証会議で提案された優生保護法と同時期に制定・改廃された法律についての検討も着手する必要があることが報告されました。

今後、6月に法曹界検証に関わるメンバーが集まり、分科会横断的なミーティングが開催されることの報告もありました。

あとは、関係する情報として、オーストラリアで開催された国際会議、ウイメンデリバーに参加した委員から国際的に共通する課題である障害女性に対する性被害や、中絶を親が勝手に決めてしまう問題、さらに問題の根源として家父長制がキーワードとなることなどが報告されました。

また、オーストラリア先住民に対する尊厳回復の誓いを会議の内外で目にしたことから、このようなことは社会の中で誰にでもわかりやすい形で伝えられていくべきであることも確認されました。

その他に優生結婚相談所に関する資料収集の現状報告や、国立ハンセン病資料館の記事、データベースの活用のこと、古い地方紙の記事をどのように入手できるかなどが情報共有されました。

今後の第2分科会は6月24日、7月27日の開催が決まっているところです。

第2分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 齋藤委員長ありがとうございました。

では続きまして、第3分科会坂元委員長からお願いいたします。

(坂元委員) 皆さんおはようございます。第3分科会の坂元茂樹です。

第3分科会の報告をいたします。

第3分科会は5月28日に2026年度第2回の会議をオンラインで行いました。

この第2回会議では、主に次の五つの事項に関し報告、意見交換が行われました。

第1は、優生保護法と教育に関する事項で、優生保護法と教育を担当する池田委員より、前回からの作業の進捗メモに基づき、優生思想が垣間見える教育実践事例の調査進捗報告と今後の調査方針が示されました。

その際、網羅的に調べていくには、時間的にも労力としても効果的ではないので、重点的に調査する時期として、(1) 1979年の養護学校義務化前後、(2) 1996年の母体保護法制定前後、(3) 2024年の判決前後の三つの時期に分けることを考えているとの考えが示され、委員との間で意見交換が行われました。

第2は、戦前の法制度や考え方と、優生保護法の関係に関する調査です。

先の池田委員の報告との関連で藤原委員より国民優生法時代から優生教育を行うと言われていたことから、戦前まで検証対象を遡るべきではないかとの意見、藤井委員より、精神障害の分野についても、国民優生法時代に遡って検証が必要であるのと同様教育の分野についても、戦前の動きをおさえるべきであるとの意見が出され、第3分科会の委員の間で意見交換が行われました。

第3は、母体保護法下における障害を理由とする不妊手術の実態調査で、佐々木委員より、母体保護法下で精神障害を理由に不妊手術を受けさせられた人の実態調査を計画していることが報告されました。

三村委員より、精神障害の分野に関連して第1分科会との打ち合わせを4月20日に行い、優生保護法下における精神科病院での被害実態の調査を進めることを検討しているということが報告されました。

第4に、国内人権機関の設立に関する提言のあり方で、藤原委員から、国内人権機関の設立は、障害者権利条約の義務であり、日本政府への勧告もされている以上、検証会議としては提言に入れなくてはならないとの意見が出され、委員の間で意見交換が行われました。

第5は、資料保存のあり方で、藤井委員から、優生保護法の資料保存に関して意見が出されました。

以上が第3分科会の第2回の議論の概要です。

今後のスケジュールですが、次回会議を6月25日木曜日14時から16時、次々回会議を8月7日金曜日10時から12時に予定しております。

第3分科会からの報告は以上です。

(松原座長) 坂元委員長ありがとうございました。

それではですね、ただいま三つの分科会から活動状況や議論の状況を共有してもらいました。

皆様の中でどんな観点でも結構ですので、ご質問、またご意見がある方は、Zoomの挙手マーク、あるいはご発声でお願いいたします。

いかがでしょうか。

(藤原久美子委員) すみません、藤原久美子です。

(松原座長) 藤原久美子委員どうぞ。

(藤原久美子委員) 第3分科会の方で母体保護法下の強制不妊の調査ということをおっしゃいましたけれども、もし、今、どのような調査を行うのかとかありましたら教えていただきたいです。

(松原座長) ありがとうございます。では、坂元委員長いかがでしょうか。

(坂元委員) この件は佐々木委員が具体的に計画していますので、佐々木委員からご説明いただければと思います。

(松原座長) では、佐々木委員、母体保護法以降のということでいかがでしょうか。

(佐々木委員) 母体保護法の被害者の方の具体的なケースは、私が存じ上げているのが、三つのケースです。

それぞれ三つのケースについて、まず、インテークの聞き取りをして、検証会議で正式に聞き取り調査をするかどうか、さらには公開での聞き取りをするかどうかということ、今検討しているところです。

個別的なケースについては、私はその三つしか存じません。

もう一つはですね、私が考えているのは、北海道の福祉施設さんで、従前、新聞等で話題になったケースがあり、その施設さんの事例については、北海道が監査に入っているのです。

それで、検証会議の権限というか、正式な調査として、そういった監査資料、監査報告書などを北海道に見せてもらうという手続きができるかどうか、今考えています。

これは後ほど松原座長や坂元委員長にご相談しようと思っていました。現段階ではそういうことでございます。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

藤原久美子委員よろしいでしょうか。

(藤原久美子) 藤原です。ありがとうございます。

私も最大の関心事でもありますので、もし何か一緒にできることがあれば協力をさせていただきたいです。よろしくお願いします。

(松原座長) ありがとうございます。では、その他についていかがでしょうか。

ではまず、利光委員、次に、佐々木委員の順番にお願いします。

では利光委員、お願いします。

(利光委員) 第1分科会の利光です。

先ほどの、藤原久美子さんからのご質問に関連してですけれど、第1分科会では、地方自治体への調査に向けて、調査票等を作っているところですが、その中の一つとして、これは佐々木委員からのお話もあってということなんですけれども、母体保護法下での障害を理由とする不妊手術や人工妊娠中絶について、自治体から国への疑義照会や国からの回答、あるいは、国から自治体に向けて発出された通達や通知があれば、その資料を提出いただくようにという、そういう項目をつけた形で自治体の調査をしようと思っています。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。では、佐々木委員お願いいたします。

(佐々木委員) 佐々木でございます。

まず、1点としては、第1分科会の調査と、我々の正式な聞き取り調査についての意見を申し上げます。やはり、優生保護法の裁判の当事者には、皆さんご存知のとおり精神障害者がいらっしやらないんですね。

その原因というのは、私が考えるには、いかに精神障害者に対するスティグマが強

いかということです。被害を申し出ることができない状況にあるということです。それと、精神障害者が収容されているということです。それと、もう一つには、精神障害の当事者の方たちが、組織化が十分にされてないということです。

このことは、ハンセンの被害者の方たちが裁判に当たって、十分に組織化できたことと著しい対称を示していると私は考えています。

これが第1分科会のご報告に対する私の意見・感想でございます。

もう一つ、松原座長と坂元委員長にご提案したいことというのが、北海道の福祉施設での母体保護法下での不妊手術事件に関する北海道による監査資料を請求するかを、後ほどご相談したいということです。あと、個別案件になりますが、国内人権機関の話です。国内人権機関の話で、思いつきにすぎませんが、韓国というのは国内人権機関が非常にうまく回っていますが、例えば、この検証会議で韓国調査ができるでしょうか。出張調査ですね。こういったことをご検討いただけたらと思います。

最後に一点だけ。これは重要な問題なんです、法律家の方にお聞きしたいんですが、母体保護法下での男性の不妊手術というのは、法律的に言うとうどういうことになるんでしょう。というのは、母体保護法版の不妊手術は女性を対象にしていますよね。

（松原座長）そうではないです。

（佐々木委員）そうではないですか。

（松原座長）あとで弁護士の方どなたかにお願いしたいと思うんですが、優生保護法でも母体保護法でも男女関わりなく、対象ということに基本的になっているはずで

す。

（佐々木委員）私も弁護士ですけどもね、この辺、法律的に、ちょっと皆さんにお知恵を拝借したいと思っております。以上です。

（松原座長）ありがとうございました。まず利光委員から補足という形で、母体保護法下の状況の調査についてですね。

一律に行う自治体調査の中に、各自治体で何か照会したことがあるとか、それに対する国からのことがあったのかというような、そういう資料についてあれば提出してほしいという項目を入れているというお話がありました。

それから、佐々木委員から、私の整理では4点あったと思うんですけども、まず、具体的にこういった調査ができるのかという関連で、私が今お答えできる限りのことで申しますと、まず北海道で強制的な避妊ですね。報道されたようなケース、これについての北海道の調査の資料の照会ができるかということでした。これについてはですね、この調査の位置付けを委員の間で確認して、必要に応じて、対応していくということになるかと思います。

それから、海外調査ができるかというお話でした。

具体的には、今、国内人権機関についての韓国の調査という話なんですけれども、

必要に応じてですね、海外調査というのも、想定しております。

ただこれについてもですね、こういった調査が必要かということについて、それぞれ今、佐々木委員にご提案いただいたような提案があるかと思しますので、そういった提案を受けて、また検討して必要に応じて、海外調査もしていただくということになるかと思えます。

それから最後の母体保護法下で男性不妊手術の法的な取扱いがどうなっているかというご質問がありましたが、どなたか、お答えいただけますでしょうか。関哉委員、何かご存知のことがあればお願いします。

（関哉委員）関哉です。ちょっと僕も知識が十分じゃないのですが、母体保護法3条の例えば1項で母体の危険等の場合に、配偶者の同意を得て、手術ができるというところが続いて、2項で配偶者にも手術ができるという規定があるということと、あと規則、母体保護法規則において、従前同様、精管結紮術とか、男性に関わる手術が規定されているということだと思います。以上です。

（松原座長）ありがとうございます。

その運用実態についてはですね、またちょっと男女違う取扱いなのではないかと思われるところもあるかと存じます。

ですので、そのあたりはですね、やはりしっかりと現状および優生保護法下でもどうだったのかといったところは押さえておく必要があるかと思いました。

それから最後、一番目の点ですけれども、第1分科会の調査に関連してということ、精神障害をお持ちの当事者の方々に関する調査ということについて利光委員長、何かコメントがあればお願いいたします。

（利光委員）利光です。

確かに佐々木委員がおっしゃったように、精神障害の当事者の方で被害を受けたという方についての聞き取り調査というのは、まだ未実施なんですね。これについては、ぜひ実施したいというふうに考えておまして、どういう方がご証言いただけるのか、それは委員の皆様方にぜひ、こういう方がいるよというようなことがあればご紹介いただきたいというのが一点ですね。

それと第1分科会の中で、可能性として考えているのは、補償法や一時金で認定された精神障害当事者の方々の中で、その被害の状況についてご報告していただける方があるかもしれないということ、少し希望として持っておりまして、そのあたりについては、こども家庭庁とも相談しながら可能性を探っていきたいと思っているところです。以上です。

（松原座長）ありがとうございました。

それでは、今、加藤委員、お手を挙げていただいておりますので、お願いいたします。

（加藤委員）ありがとうございます。

先ほど佐々木委員から質問があった男性不妊に関してなんですが、私、産婦人科医なので、直接自分がするという事はないし、多分、泌尿器科の先生がしていると思うんですが、母体保護法の取り決めとしてですね、我々、中絶手術とかする人たち、私も母体保護法指定医を持っていますが、更新手続が厳密であるとか、しっかり研修を受けないといけないとか、そういうのがあるんですけども、不妊手術に関してはですね、必ずしも母体保護法指定医じゃなくてもいいんですね。医師であればいいんです。

そういう講習会に泌尿科の先生が来ていることありませんし。中絶されないからです。

確かに言われてはったんですけども、不妊手術に関しては、あまり規制が強いという印象がありますので、男性不妊に関しては、不妊手術に関しては、泌尿器科の先生にも少し聞き取りをした方がいいのかもしれませんが。そう思いました。

(松原座長) ありがとうございます。

今、母体保護法指定医というお話をいただきましたように、皆さんご存知のように、人工妊娠中絶に関しては、それを母体保護法のもとで違法性なく、手術ができるという、そういう資格がありまして、これは日本医師会の認定ということになりますね。

それと、これは優生保護法のときも優生保護法指定医という形で同様の運用がありました。

おっしゃっていただいたように、不妊手術については、特に「〇〇指定医」という制度はない。

ただ、ご存知のように優生保護法下で、いわゆる強制不妊手術、第4条対応の場合には、そのプロセスで、不妊手術をする医師を指定するという、そういう手続はあったわけですが、優生保護法当時も、第3条、いわゆる任意に関しては、不妊手術については、これは男性、女性に関わりなく、特段の指定医や、それから医師の指名といったような制度はないと。

これは基本的なところを確認していただいたということかと思います。

運用上はですね、やはりかなり広く、特に男性の場合は、不妊手術がもししたら運用されているかもしれないというようなところはある可能性がありますので、その点について加藤委員からは、例えば泌尿器科の医師の方から聞いてみるなどご提案があったかと思います。ありがとうございました。

他には、では今、大橋委員、続けて松永委員に挙手マークを出していただきました。では、まず大橋委員からお願いいたします。

(大橋委員) 大橋です。

今の、母体保護法下での現在の不妊手術のことで、男性の場合は産婦人科ではない、泌尿器科だということで、まさにそうだなと思ったんですけども、女性の場合

は、不妊手術の実施の報告書というのが、母体保護法指定医に義務付けられていますよね。報告を出すようにと。

（松永委員）報告は義務付けられているんですけども、施行は医師であればいいんです。

（大橋委員）なるほど、ありがとうございます。

ご存知のように、今の母体保護法になって、優生保護法から優生的な理由が削除されました。それで残った第3条「医師の認定による不妊手術」の2つの条件ですと、妊娠出産が生命の危険を及ぼす場合と、既に子どもが複数いて分娩が健康度を低下させる場合しか、不妊手術はできないとなっています。優生保護法も母体保護法も、この法律の規定による以外は、生殖を不能にする手術を禁止しています。その中で、結婚していない、子どももいない、妊娠によって命の危険がないけれども、妊孕性のある自分の体を不妊手術によって変えたい、自分が希望で不妊手術をしたいという女性が、現在の母体保護法は憲法違反だとして、「わたしの体は“母体”じゃない」訴訟という裁判を起こしました。第1審判決が3月17日出たところです。

このように優生保護法が一部改正された母体保護法にも、様々な問題点、矛盾が残っているという意味で、この男性の不妊の問題と、そもそも不妊手術がどういうふう
に法律で定められ、どういうふう
に運用されているか、旧優生保護法と関連する問題として存在しているということを、皆さんの議論から改めて感じました。以上です。

（松原座長）ありがとうございます。

現在の女性の不妊手術の課題について、一つ共有していただきました。ありがとうございました。

では、松永委員、それから、また佐々木委員、お手を挙げていただいておりますので、松永委員の後にお願いいたします。

では松永委員お願いいたします。

（松永委員）先ほど第3分科会の坂元委員長の方から五つの事項のご報告いただきました。ありがとうございました。

5番目に、資料保存のあり方について分科会の中で、藤井委員からご意見があったということですが、その内容をおわかりでしたらお教えいただけますか。

（松原座長）ありがとうございます。

いろいろ分科会の中でご議論いただいているかと思うんですが、現時点で公表可能な範囲で触れていただければと思います。坂元委員長お願いいたします。

（坂元委員）触れられる範囲が非常に限られているんですけども、それはこういう資料保存で先駆的な作業をしているのは、ハンセン病の療養所の自治会の方々でありますので、そのような方々の経験を、我々の検証会議で生かすことができるかどうかということについて、藤井委員の方から意見があったということでありまして、この点はこれから詰めていく話ですので、そうしたご意見が出されたということを報告し

たいと思います。以上です。

(松永委員) ありがとうございます。

(松原座長) ありがとうございます。では続きまして佐々木委員お願いいたします。

(佐々木委員) 佐々木でございます。大橋さん。先ほど、母体保護法下の不妊手術でしたか。中絶でしたか。

(松原座長) 不妊手術です。

(佐々木委員) そう、不妊手術の裁判を行ったと、判決が出たと大橋さんがおっしゃるのですけれども、もし判決文をお持ちであれば、共有していただきたいのですが。

(大橋委員) 大橋です。ホームページなどでも裁判を起こした弁護士さんたちがいろいろなことを公開していると思いますので、後ほど調べ、今ちょっとすぐ出ませんけれども、共有させていただきます。

(松原座長) ありがとうございます。

検証委員はですね、いろいろな情報を皆さんに共有するというををしていただいているんですけれども、こういった検証会議の場で、共有していただいたお話ですので、後ほど、そういう方向でお願いいたします。

ありがとうございます。

では、他にはいかがでしょうか。ご質問ご意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

関哉委員お願いいたします。

(関哉委員) 関哉です。ありがとうございます。

お亡くなりになられた方がいらしてというところで、先ほどお話をいただいて、体調を悪くされている方もいらしてという状況で、それは、原告であるとか、我々が存じている方々の話なんです、補償請求をされた、あるいは行き届いていない方、たくさんいらっしゃる中で、その方に対して、この検証会議というのが、まだ期間をかなり先にいろんな結論とか提言とかという話になっていくと思うんですけれども、そのプロセスの中で、何か、聞き取りを通じて、被害回復に一部、それを意識しながらやられているところはあると思うんですけれども、それに加えて、うまく言えないんですが、聞き取りを行うだけではなくて、しっかりその聞き取った結果に対して何かを返していくとか、あるいはプロセスの中で進められるところは先行して進めていくであるとか。

ちょっと違う観点ですけれども、この検証会議の機能ではないかもしれないんですが、今進んでいる補償に関して、進んでいない部分について何かこの検証会議が提言をしていく可能性があるとしたら、それは先行して早めに提言をした方がいいんじゃないかとか。

そのあたり、つまり結論が出るまでの年単位の取組ではなくて、そのプロセスを通

じて被害回復であるとか。

新たな被害を補償に繋げるというような取組とか、そういった観点というのが何かできないかなというのが、ちょっと意見ですかね。これは質問というよりは意見になりますけれど、そんなことを思いました。

例えば具体的には聞き取りを行って、聞き取りにご協力をいただいた方に、途中でちゃんとオンラインでも良いので報告会をするであるとか。

今進んでいることについて、しっかりこういうところに繋がっているんですよということを伝えていくであるとか。ですかね。そんなことを思いました。以上です。

(松原座長) ありがとうございます。

検証会議の設立自体がですね、やはり、遅きに失したといえますか、つまり長い裁判の後によりやくというところで、本当にお話いただきたい方々、あるいは補償にアクセスしていただきたい方々が、この時間の問題で大変に困難になったということについては私自身も重く受けとめてきたところです。

一方で、検証会議の役割というのは、補償制度とか、そういった全体的な協議の一つとして位置付けられているというところもございますので、検証会議の役割をまずはしっかりと確認していった上で、今、関戔委員が課題意識を持っておられるところ、これにどう繋がりを求めるのかといったところは、今後、議論していきたいと思えます。ただ、ゆっくりとじっくりと、ということばかり言っていられないという、そういう問題があるということは、まず共有しております。ただ、その上で、検証会議でやるべきことをしっかりとやり、それが被害者の方々とどう繋がりを求めるのかといったところについては、引き続き、議論をする場があればと思っております。ありがとうございました。

では、他に委員の方いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、特にご質問、ご意見がないようですので、議論は以上とさせていただきます。

それで、第1議題でお認めいただきました報告書編集委員会につきましては、先ほどの説明にありましたように、しっかりと委員全員で議論していきたいということでございますので、そういった機会をご提案するというところもあるかと思えます。

引き続き、よろしくご協力いただければと思えます。ありがとうございました。

それでは、採澤事務局長お願いいたします。

(採澤事務局長) 事務局長の採澤です。

それでは、本日の検証会議は、これにて終了とさせていただきますこととなります。

次回の検証会議は7月8日の水曜日10時から12時を予定しております。検証委員の皆様は、今回と同じくオンラインでの参加となります。

また、オンラインでの公開も本日と同様に行う予定です。次回もどうぞよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(松原座長) ありがとうございました。

以上